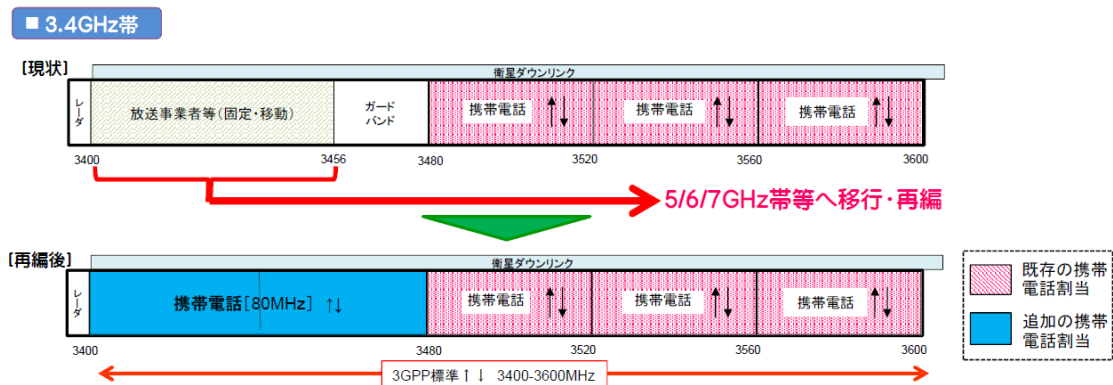


3. 4GHz 終了促進措置に関する実施の概要および実施手順について

1. 周波数再編とは

増大し続ける移動通信トラフィックに対応して、速やかに割当周波数幅の拡大を図ることが不可欠であることから、第4世代移動通信システム（4G）用として3.4GHz帯の周波数割り当てが平成30年4月9日に総務省から認定されました。

上記に伴い、3,400MHz～3,456MHzを使用するS T L等及びF P Uをご利用されている免許人の皆さまには、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。



出展：総務省ホームページ掲載（第4世代移動通信システムの普及のための周波数割り当て）より引用

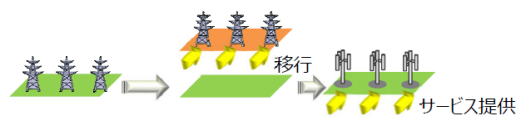
http://www.soumu.go.jp/main_content/000524702.pdf

2. 終了促進措置

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用などを負担する等の措置をいいます。

従来の周波数再編のイメージ

- ・移行費用は既存免許人の自己負担（設備更改にあわせて移行）
- ・移行完了後、携帯サービス開始



終了促進措置

- ・携帯事業者が既存無線局の移行費用を負担
- ・移行完了地域から順次携帯サービス開始



移行期間を短くし、早期のサービス提供が可能



出展：総務省ホームページ掲載（第4世代移動通信システムの普及のための周波数割当て）より引用

http://www.soumu.go.jp/main_content/000524702.pdf

株式会社NTTドコモ及びソフトバンク株式会社は、平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成30年1月26日））に従い、周波数割当計画における使用期限（平成34年11月30日）前に、終了促進措置を共同で実施することに合意しました。

3. 終了促進措置の対象となる無線設備

3.4GHz帯における終了促進措置の対象となる無線設備は、以下となります。

- 1) 3,400MHzを超え3,456MHz以下の周波数を使用するSTL等の無線局。
- 2) 3,400MHzを超え3,456MHz以下の周波数を使用するFPUの無線局。

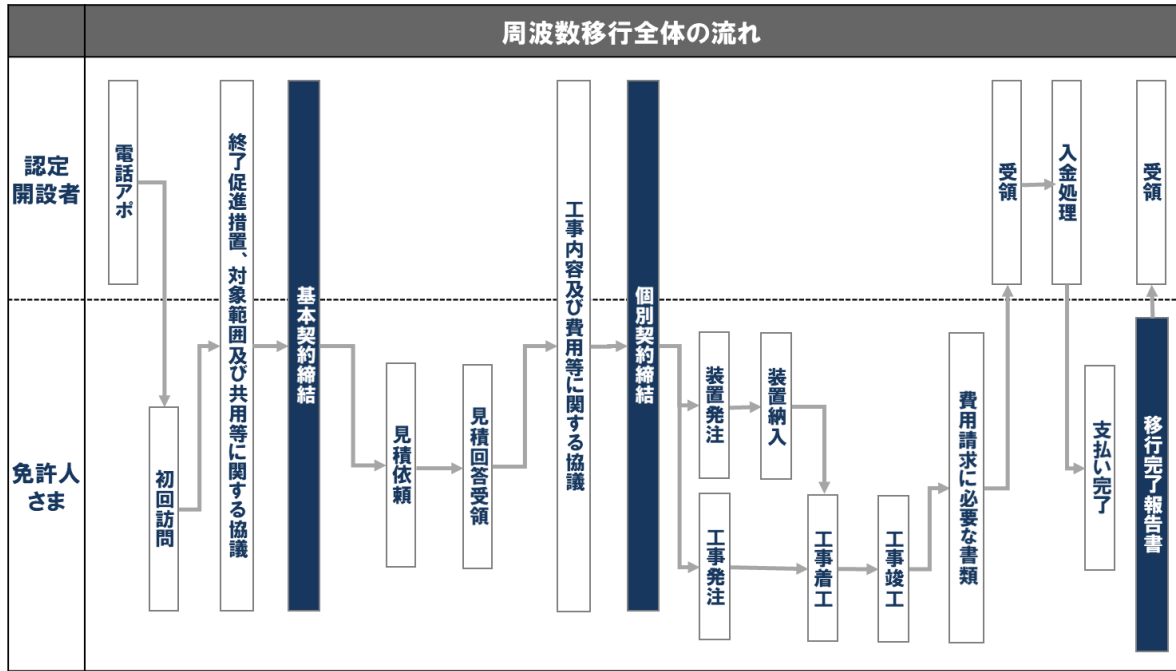
4. 費用負担

- ① 3.4GHz移行先周波数を使用するSTL等又はFPUの無線設備及びこれに附属する設備の取得費用
- ② 3.4GHz移行先周波数を使用するSTL等又はFPUの無線設備及びこれに附属する設備を用いる当該無線局の開設に必要な工事費用
(3項に示す無線局を廃止するために必要な費用を含む)
- ③ ②の工事に伴い、無線局の運用を停止してから3.4GHz移行先周波数を使用するSTL等又はFPUの運用を開始するまでの間、事業を継続するために必要な費用
- ④ 免許申請等の手続き費用

5. 実施手順

下図の手順にて、終了促進措置を実施します。

なお、具体的な実施手順は、対象免許人さまとご相談のうえ決定します。



以上

平成 30 年 10 月 9 日

株式会社 NTT ドコモ
ソフトバンク株式会社